

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次 ページ

道人事委員会規則

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………	9
○北海道職員勤務時間、休暇等に関する規則及び北海道学校職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	9
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	9
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	10

道人事委員会告示

○北海道職員給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正……………	10
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	10
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………	11
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正……………	11

道人事委員会規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1264

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「子ども総合医療・療育センター」の次に「、障害者職業能力開発校」を加える。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1265

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

別表第1子ども総合医療・療育センターの項第7号中「訓練課長」を「リハビリテーション課長」に改め、同号を同項第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 臨床工学技士

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1266

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表本庁の項中「危機管理監」を「危機管理監
交通企画監」に、「北方領土対策本部長」

を「北方領土対策本部長」に改め、「北方領土対策本部副本部長」を削り、同表子ども総合北方領土対策局長」

「企画総務課長」「副センター長（小児医療）
医療・療育センターの項中 小児医療監 を 副センター長（療育） に、「相談支援課長」を「地域連携課長」に改め、同表衛生学院の項を削る。

別表第1イの表中

「	中学校	校長	4種
---	-----	----	----

小学校	教頭（人事委員会の定めるものに限る。）	5種
-----	---------------------	----

を

中学校及び小学校	校長	4種
	教頭	5種

に

改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1267

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改め、「復帰した職員」の次に「又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職した職員」を、「当該復帰」の次に「又は復職」を加える。

第17条の2第1項第3号中「（昭和27年北海道条例第60号）」及び「（昭和63年北海道条例第1号）」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1268

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第

1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」に改め、「復帰した職員」の次に「又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職した職員」を、「当該復帰」の次に「又は復職」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1269

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2項第1号若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」に改め、「以下同じ。）」の次に「又は休職からの復職（北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職することをいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「復帰」の次に「若しくは休職からの復職」を加え、同条第3項第1号及び第3号中「又は派遣からの復帰をした日」を「、派遣からの復帰をした日又は休職からの復職をした日」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1270

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1イの表5級の項中「又は課長代理」を削り、同表6級の項中「副署長」の次に「、刑事官」を加え、「若しくは課長代理」を削り、同表7級の項中「副署長」の次に「若しくは刑事官」を加え、「若しくは課長代理」を削る。

別表第2クの表獣医師の項を次のように改める。

獣 医 師	修士課程修了			2	3	別に定	別に定	別に定
	大 学 6 卒		0	2	5	める	める	める
	大 学 卒			5	3	別に定	別に定	別に定
			0	5	8	める	める	める

別表第6クの表獣医師の項中「2級13号棒」を「2級15号棒」に改める。

別表第7アの表3級の欄中

「 <u>57</u>	「 <u>56</u>				
<u>57</u>	<u>57</u>				
<u>57</u>	<u>57</u>				
<u>57</u>	<u>57</u>				
<u>57</u>	<u>57</u>	「 <u>56</u>	「 <u>55</u>		
<u>58</u>	<u>57</u>	<u>56</u>	<u>56</u>		
<u>58</u>	<u>57</u>	<u>56</u>	<u>56</u>		
<u>58</u>	<u>58</u>	<u>56</u>	<u>56</u>		
<u>58</u> を	<u>58</u> に改め、同表4級の欄中	<u>57</u> を	<u>56</u> に改め、同表5級の欄		
<u>58</u>	<u>58</u>	<u>57</u>	<u>56</u>		
<u>59</u>	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>57</u>		
<u>59</u>	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>57</u>		
<u>59</u>	<u>58</u>	<u>59</u> 」	<u>57</u> 」		
<u>59</u>	<u>59</u>				
<u>59</u>	<u>59</u>				
<u>60</u>	<u>59</u>				
<u>60</u> 」	<u>59</u> 」				
「 <u>69</u>	「 <u>68</u>				
<u>70</u>	<u>69</u>				
<u>71</u>	<u>69</u>	「 <u>51</u>	「 <u>50</u>		
<u>72</u>	<u>70</u>	<u>51</u>	<u>50</u>		
<u>73</u>	<u>70</u>	<u>52</u>	<u>51</u>		
<u>74</u>	<u>71</u>	<u>52</u>	<u>51</u>		
<u>75</u>	<u>71</u>	<u>53</u>	<u>51</u>		

<u>76</u>	<u>72</u>			<u>54</u>	<u>51</u>
<u>77</u>	<u>72</u>			<u>55</u>	<u>52</u>
<u>78</u>	<u>73</u>			<u>56</u>	<u>52</u>
中 <u>79</u> を	<u>73</u> に改め、同表6級の欄中	<u>57</u> を	<u>52</u> に改め、同表7級の		
<u>80</u>	<u>74</u>	<u>58</u>	<u>52</u>		
<u>81</u>	<u>74</u>	<u>59</u>	<u>53</u>		
<u>82</u>	<u>75</u>	<u>60</u>	<u>53</u>		
<u>83</u>	<u>75</u>	<u>61</u>	<u>53</u>		
<u>84</u>	<u>76</u>	<u>62</u>	<u>53</u>		
<u>85</u>	<u>77</u>	<u>63</u>	<u>54</u>		
<u>85</u>	<u>78</u>	<u>64</u>	<u>54</u>		
<u>85</u>	<u>79</u>	<u>65</u> 」	<u>55</u> 」		
<u>85</u>	<u>80</u>				
<u>85</u> 」	<u>81</u> 」				
「 <u>33</u>	「 <u>32</u>				
<u>33</u>	<u>33</u>				
<u>34</u>	<u>33</u>				
<u>34</u>	<u>33</u>				
<u>35</u>	<u>33</u>	「 <u>29</u>	「 <u>28</u>		
<u>35</u>	<u>34</u>	<u>29</u>	<u>28</u>		
<u>36</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>29</u>		
<u>36</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>29</u>		
欄中 <u>37</u> を	<u>34</u> に改め、同表8級の欄中	<u>31</u> を	<u>29</u> に改め、同表10級の		
<u>37</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>29</u>		
<u>38</u>	<u>35</u>	<u>32</u>	<u>30</u>		
<u>38</u>	<u>35</u>	<u>32</u>	<u>30</u>		
<u>39</u>	<u>35</u>	<u>33</u> 」	<u>30</u> 」		
<u>39</u>	<u>36</u>				
<u>40</u>	<u>36</u>				
<u>40</u>	<u>36</u>				
<u>41</u> 」	<u>37</u> 」				

「	14	」		「	13	」
	14				14	
	14				14	
	15				14	
の欄中	15	」	を	14	」	に改める。
	15				15	
	16				15	
	16				15	
	16				15	
	17	」			16	」

別表第7イの表4級の欄中

				「	69	」		「	68	」
					70				68	
					71				68	
					72				68	
「	101	」			73				69	
	101				73				69	
	102				74				69	
	102				74				69	
103	を	100	に改め、同表5級の欄中	75	を	69	に改め、同表6級の欄			
				75		70				
					76	70				
					76	70				
					77	70				
					78	70				
					79	71				
					80	71				
					81	71				

「	69	」		「	68	」
	70				69	

						「	53	」		「	52	」
	71				69				54			53
	72				70				55			53
	73				70				56			53
	74				71				57			53
	75				71				58			54
	76				72				59			54
	77				72				60			54
中	79	を	74	に改め、同表7級の欄中	61	を	54	に改め、同表8級の				
	80				62				55			
	81				63				55			
	82				64				55			
	83				65				55			
	84				65				56			
	85				80				56			
	85				81				56			
	85				82				67			57
	85				83				67			57
	85				84				67			57
					「	49	」		「	48	」	
					50				31			30
					51				31			31
					52				31			31
					53				32			31
					53				32			31
					54				32			32
					54				32			32
欄中	55	を	51	に改め、同表9級の欄中	33	を	32	に改める。				
	55				34				32			
	56				34				33			
	56				35				33			
	57				35				33			

58	52
59	53
60	53
61	53

36	34
36	34
37	35

別表第7ウの表4級の欄中

41	40		
41	40		
41	41	47	46
41	41	47	46
42	41	48	46
42	41	48	47
42	41	49	47
42	41	50	47
43	42	51	47
43	42	52	47
43	42	53	48
43	42	54	48
44	42	55	48
44	42	56	48
44	を 43 に改め、同表5級の欄中	57	を 48 に改める。
44	43	58	49
45	43	59	49
45	43	60	50
46	43	61	51
46	43	62	52
47	44	63	53
47	44	64	54
48	44	65	55
48	44	66	56
49	45	67	57
49	45	68	58
50	46	69	59
50	46		

51	47
----	----

別表第7エの表3級の欄中

59	58	34	33
59	58	35	34
60	59	36	34
60	59	37	35
61	59	37	35
61	59	38	36
61	60	38	36
61	60	39	37
62	を 60 に改め、同表4級の欄中	39	を 37 に改める。
62	60	40	38
62	61	40	38
62	61	41	39
63	61	42	39
63	61	43	40
63	62	44	40
63	62	45	41
64	63		

別表第7オの表3級の欄中

		21	20
		22	20
		23	21
		24	21
		25	21
		25	22
85	84	26	22
86	84	26	22
87	85	27	23
88	85	27	23
89	85	28	24

<u>90</u>	<u>86</u>	<u>28</u>	<u>24</u>
<u>91</u>	<u>86</u>	<u>29</u>	<u>25</u>
<u>92</u>	<u>86</u>	<u>29</u>	<u>25</u>
<u>93</u>	を <u>87</u>	を <u>26</u>	に改める。
<u>94</u>	<u>87</u>	<u>30</u>	<u>26</u>
<u>95</u>	<u>87</u>	<u>31</u>	<u>27</u>
<u>96</u>	<u>88</u>	<u>31</u>	<u>27</u>
<u>97</u>	<u>88</u>	<u>32</u>	<u>28</u>
<u>98</u>	<u>88</u>	<u>32</u>	<u>28</u>
<u>99</u>	<u>89</u>	<u>33</u>	<u>29</u>
<u>100</u>	<u>89</u>	<u>33</u>	<u>29</u>
<u>101</u> 」	<u>90</u> 」	<u>34</u>	<u>30</u>
		<u>34</u>	<u>30</u>
		<u>35</u>	<u>31</u>
		<u>35</u>	<u>31</u>
		<u>36</u>	<u>32</u>
		<u>36</u>	<u>32</u>
		<u>37</u> 」	<u>33</u> 」

別表第7カの表3級の欄中

「 <u>44</u>	「 <u>43</u>
<u>44</u>	<u>44</u>
<u>44</u>	<u>44</u>
<u>45</u>	<u>44</u>
<u>45</u>	<u>44</u>
<u>46</u>	<u>45</u>
<u>46</u>	<u>45</u>
<u>47</u>	<u>45</u>
<u>47</u>	<u>45</u>
<u>48</u>	<u>46</u>
<u>48</u>	<u>46</u>
「 <u>49</u>	<u>47</u>
<u>49</u>	<u>47</u>
<u>50</u>	<u>48</u>
<u>50</u>	<u>48</u>

「 <u>41</u>	「 <u>40</u>
<u>41</u>	<u>40</u>
<u>42</u>	を <u>41</u>
	に改め、同表4級の欄中
	<u>50</u>
	を <u>48</u>
	<u>48</u>
	に改める。

<u>42</u>	<u>41</u>	<u>51</u>	<u>49</u>
<u>43</u> 」	<u>41</u> 」	<u>51</u>	<u>49</u>
		<u>52</u>	<u>49</u>
		<u>52</u>	<u>50</u>
		<u>53</u>	<u>50</u>
		<u>53</u>	<u>50</u>
		<u>53</u>	<u>51</u>
		<u>54</u>	<u>51</u>
		<u>54</u>	<u>51</u>
		<u>54</u>	<u>52</u>
		<u>55</u>	<u>52</u>
		<u>55</u>	<u>52</u>
		<u>55</u> 」	<u>53</u> 」

別表第7キの表2級の欄中

「 <u>29</u>	「 <u>28</u>
<u>29</u>	<u>28</u>
<u>29</u>	<u>29</u>
<u>30</u>	<u>29</u>
<u>30</u>	<u>29</u>
<u>30</u>	<u>30</u>
<u>31</u>	<u>30</u>
<u>31</u>	<u>30</u>
<u>31</u>	を <u>31</u>
<u>32</u>	<u>31</u>
<u>32</u>	<u>31</u>
<u>32</u>	<u>32</u>
<u>33</u>	<u>32</u>
<u>33</u>	<u>32</u>
<u>34</u>	<u>33</u>
<u>34</u>	<u>33</u>
<u>35</u> 」	<u>33</u> 」

「 <u>49</u>	「 <u>48</u>
<u>49</u>	<u>48</u>
<u>50</u>	を <u>49</u>
<u>50</u>	<u>49</u>
<u>51</u> 」	<u>49</u> 」

に改め、同表3級の欄中

を 49 に改め、同表4級の欄

43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	43
46	44
46	44
中 47	を 44
47	44
48	45
48	45
49	45
49	45
50	46
50	46
51	47

別表第7クの表3級の欄中

62	61	75	74
62	62	75	74
62	62	76	74
62	62	76	74
62	62	77	74
62	62	77	74
63	62	78	74
63	62	78	74
63	を 63	79	を 74
63	63	79	74
63	63	80	74
64	63	80	74
64	63	81	74
64	63	81	74

64	64	82	74
64	64	82	74
65	64	83	74
		41	40
		41	41
		42	41
		42	41
		43	41
		43	42
49	48	44	42
49	48	44	42
49	49	45	42
49	49	45	42
50	49	45	43
中 50	を 49	46	を 43
50	49	46	43
51	49	47	43
51	49	47	44
51	50	48	44
		48	44
		49	45
		50	45
		51	46
		52	46
		53	47
27	26		
27	27		
27	27		
28	27		
28	27		
28	28		

	<u>29</u>		<u>28</u>	
	<u>29</u>		<u>28</u>	
	<u>30</u>		<u>28</u>	
欄中	<u>30</u>	を	<u>29</u>	に改める。
	<u>31</u>		<u>29</u>	
	<u>31</u>		<u>29</u>	
	<u>32</u>		<u>29</u>	
	<u>32</u>		<u>30</u>	
	<u>33</u>		<u>30</u>	
	<u>33</u>		<u>30</u>	
	<u>34</u>		<u>31</u>	
	<u>34</u>		<u>31</u>	
	<u>35</u>		<u>31</u>	

別表第7ケの表3級の欄中

「 <u>92</u>	「 <u>91</u>		「 <u>93</u>	「 <u>92</u>	
<u>92</u>	<u>92</u>		<u>94</u>	<u>92</u>	
<u>92</u>	<u>92</u>		<u>95</u>	<u>93</u>	
<u>93</u>	<u>92</u>	に改め、同表4級の欄中	<u>96</u>	<u>93</u>	
<u>93</u>	<u>92</u>		<u>97</u>	<u>93</u>	に改め、同表5級の欄
<u>94</u>	<u>93</u>		<u>98</u>	<u>94</u>	
<u>94</u>	<u>93</u>		<u>99</u>	<u>94</u>	
<u>95</u>	<u>93</u>		<u>100</u>	<u>94</u>	
」	」		<u>101</u>	<u>95</u>	

「 <u>69</u>	「 <u>68</u>		「 <u>43</u>	「 <u>42</u>
<u>70</u>	<u>68</u>		<u>43</u>	<u>43</u>
<u>71</u>	<u>69</u>		<u>43</u>	<u>43</u>
<u>72</u>	<u>69</u>		<u>44</u>	<u>43</u>
<u>73</u>	<u>69</u>		<u>44</u>	<u>43</u>
<u>73</u>	<u>69</u>		<u>44</u>	<u>43</u>
<u>74</u>	<u>70</u>		<u>44</u>	<u>44</u>
<u>74</u>	<u>70</u>			

中	<u>75</u>	を	<u>70</u>	に改め、同表6級の欄中	<u>45</u>	を	<u>44</u>	に改め、同表7級の
	<u>75</u>		<u>70</u>		<u>45</u>		<u>44</u>	
	<u>76</u>		<u>71</u>		<u>45</u>		<u>44</u>	
	<u>76</u>		<u>71</u>		<u>46</u>		<u>45</u>	
	<u>77</u>		<u>71</u>		<u>46</u>		<u>45</u>	
	<u>78</u>		<u>71</u>		<u>46</u>		<u>45</u>	
	<u>79</u>		<u>72</u>		<u>47</u>		<u>46</u>	
	<u>80</u>		<u>72</u>		<u>47</u>		<u>46</u>	
	<u>81</u>		<u>73</u>		」		」	

	「 <u>38</u>		「 <u>37</u>	
	<u>39</u>		<u>38</u>	
	<u>40</u>		<u>38</u>	
	<u>41</u>		<u>39</u>	
	<u>41</u>		<u>39</u>	
	<u>42</u>		<u>40</u>	
	<u>42</u>		<u>40</u>	
	<u>43</u>		<u>41</u>	
	<u>43</u>		<u>41</u>	
	<u>44</u>		<u>42</u>	
	<u>44</u>		<u>42</u>	
	<u>45</u>		<u>43</u>	
	<u>45</u>		<u>43</u>	
欄中	<u>46</u>	を	<u>44</u>	に改める。
	<u>46</u>		<u>44</u>	
	<u>47</u>		<u>45</u>	
	<u>47</u>		<u>45</u>	
	<u>48</u>		<u>46</u>	
	<u>48</u>		<u>46</u>	
	<u>49</u>		<u>47</u>	
	<u>50</u>		<u>47</u>	
	<u>51</u>		<u>48</u>	
	<u>52</u>		<u>48</u>	

53	49
53	49
53	50
53	50
53	51

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1271

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第6号中「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」に、「（以下「復帰」を「又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職したこと（以下「復帰等」に、「当該復帰」を「当該復帰等」に改め、同項第7号中「復帰」を「復帰等」に改める。

別記第1号様式の裏面の記入上の注意の第7項中「又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」を「、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」に改め、「復帰した者」の次に「又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職した者」を加え、「又は「復帰」」を「、「復帰」又は「復職」」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13-89

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-63

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項本庁の事項中「危機管理監」を「危機管理監 交通企画監」に、「副本部長」を「北方領土対策局長」に、「副知事秘書 総合政策部総務課の知事及び副知事の職務執行の便に供するための資料及び情報の収集並びにこれらの整理に関する事務を専ら担当する主査」を「副知事秘書」に改め、同項総合振興局の事項中「保健行政室の次長、企画総務課長、子ども・健康推進課長、生活衛生課長（人事委員会が定めるものに限る。）」を「保健行政室の企画総務課長、健康推進課長（人事委員会が定めるものを除く。）」、生活衛生課長（人事委員会が定めるものを除く。）」に改め、「、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）」を削り、「地域支援課長」を「児童相談室の課長」に、「並びに管理課長」を「、管理課長」に、「管理課主幹」を「主幹」に改め、同項振興局の事項中「保健行政室の次長及び企画総務課長」を「保健行政室の企画総務課長」に、「児童相談室次長 地域支援課長」を「児童相談室の次長、地域支援課長及び指導援助課長」に、「並びに管理課長」を「、管理課長」に、「管理課主幹」を「主幹」に、「建設管理部の出張所長及び次長」を

「建設管理部出張所の所長及び次長」に改め、同項女性相談援助センターの事項中「相談課長」を「課長」に改め、同項衛生学院の事項を削り、同項子ども総合医療・療育センターの事項中「小児医療監 療育監 相談支援室長」を「副センター長 地域連携室長」に、「相談支援課長」を「地域連携課長」に、「小児医療監又は療育監」を「副センター長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16-22

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項から4の項までを次のように改める。

- 1 公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団
- 2 一般財団法人ダム技術センター
- 3 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター
- 4 一般財団法人北海道建設技術センター

別表第1中12の項を削り、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を「一般財団法人地方税電子化協議会」に改め、同項を9の項とし、7の項を「一般社団法人北海道軽種馬振興公社」に改め、同項を8の項とし、6の項を「公益社団法人北海道観光振興機構」に改め、同項を7の項とし、5の項の次に次の1項を加える。

- 6 財団法人地域総合整備財団（昭和63年12月21日に財団法人地域総合整備財団という名称で設立された法人をいう。）

別表第1中13の項を削り、14の項から16の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1中17の項及び18の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第1号

平成25年3月29日（金曜日）

北 海 道 公 報

号外第10号 10

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

北海道人事委員会告示第2号

平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

空知総合振興局管内の項中

「美唄市字上美唄原野 西美唄小学校 1」を削り、後

志総合振興局管内の項中

「蘭越町字御成 御成小学校 3」及び

「喜茂別町字喜茂別 喜茂別町学校給食栄養指導センター 1」を削り、

「京極町字京極 京極町学校給食センター 1
京極町字三崎 京極小学校 1
京極町字三崎 京極中学校 1」を

「京極町字三崎 京極小学校 1
京極町字三崎 京極中学校 1
京極町字三崎 京極町学校給食センター 1」に改め、日

高振興局管内の項中「日高町山手町2丁目」を「日高町松風町2丁目」に、「日高町学校給食センター」を「日高地区学校給食共同調理場」に改め、

「日高町字厚賀町 厚賀中学校 1」を

「 日高町字厚賀町 日高町字厚賀町	厚賀中学校 門別地区学校給食共同調理場	1 1	」に改め、渡
島総合振興局管内の項中			
「 松前町字館浜 松前町字白神	館浜小学校 白神小学校	1 1	」を削り、檜
山振興局管内の項中			
「 今金町字美利河	美利河小学校	3	」及び
「 せたな町大成区長磯	長磯小学校	2	」を削り、上
川総合振興局管内の項中			
「 士別市武徳町44線	武徳小学校	1	」、
「 士別市多寄町32線	中多寄小学校	1	」及び
「 名寄市風連町字日進 名寄市風連町字日進	風連日進小学校 風連日進中学校	2 2	」を削り、
「富良野市字北麓郷」を「富良野市字南麓郷」に改め、			
「 中川町字中川	中川商業高等学校	2	」を削り、宗
谷総合振興局管内の項中			
「 稚内市大字抜海村字ユーチ 稚内市大字抜海村字ユーチ	下勇知小学校 下勇知中学校	3 3	」を削り、オ
ホーツク総合振興局管内の項中			
「 滝上町字滝ノ上原野10線	白鳥小学校	2	」を削り、十
勝総合振興局管内の項中			
「 大樹町字尾田 大樹町字尾田	尾田小学校 尾田中学校	2 2	」を削り、釧
路総合振興局管内の項中			

「 浜中町榊町	榊町小学校	2	」を削り、根
室振興局管内の項中			
「 根室市温根元	温根元小学校	2	」を
「 根室市歯舞3丁目 根室市歯舞3丁目	歯舞小学校 歯舞中学校	2 2	」に改め、
「 根室市友知 根室市歯舞3丁目 根室市歯舞4丁目 根室市瑠瑠瑠1丁目	共和小学校 歯舞中学校 華岬小学校 瑠瑠瑠小学校	1 1 1 1	」及び
「 中標津町字俣落	俣落小学校	2	」を削る。

北海道人事委員会告示第3号

平成22年北海道人事委員会告示第2号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

渡島総合振興局管内の項中			
「 松前町字上川	松前小学校		」を削り、留
萌振興局管内の項中			
「 留萌市寿町2丁目	留萌小学校		」を削り、
「沖見小学校」を「留萌小学校」に改め、宗谷総合振興局管内の項中			
「 稚内市富岡1丁目	稚内商工高等学校		」を削り、オ
ホーツク総合振興局管内の項中			
「 北見市仁頃町	仁頃中学校		」を削る。

北海道人事委員会告示第4号

平成22年北海道人事委員会告示第3号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

後志総合振興局管内の項中

「 倶知安町北6条東9丁目 | 東陵中学校 | 」を削り、上

川総合振興局管内の項中

「 士別市下士別町42線 | 下士別小学校 | 」を削る。
